

令和4年第3回安城市議会定例会

議案書

(令和4年9月1日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
認 定 第 1 号	令和3年度安城市一般会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 2 号	令和3年度安城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 3 号	令和3年度安城市土地取得特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 4 号	令和3年度安城市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 5 号	令和3年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 6 号	令和3年度安城市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 7 号	令和3年度安城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について	別冊
認 定 第 8 号	令和3年度安城市水道事業会計決算について	別冊
認 定 第 9 号	令和3年度安城市下水道事業会計決算について	別冊
第 5 3 号 議 案	安城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 5 4 号 議 案	安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
第 5 5 号 議 案	安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 5 6 号 議 案	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	1 1

第 5 7 号 議 案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
第 5 8 号 議 案	安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
第 5 9 号 議 案	令和 4 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について	別冊
第 6 0 号 議 案	令和 4 年度安城市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 6 1 号 議 案	西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業に伴う町及び字の区域の設定及び変更について 【説明書参照】	2 3
第 6 2 号 議 案	令和 3 年度安城市水道事業剰余金の処分について	2 7
報告第 1 2 号	専決処分について（業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	2 9
報告第 1 3 号	継続費の精算について（一般会計）	3 1

第53号議案

安城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

安城市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年安城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「並びに法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）」を加え、「公営」を「公費負担」に改める。

第2条の見出しを「（公費負担）」に改め、同条中「、又は」の次に「選挙運動用ビラ若しくは」を加え、同条第1号中「前日」の次に「（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「第5条」を「第6条」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額
第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）選挙運動用ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成

業者」という。)との間における選挙運動用ビラの作成に関する有償契約

第4条第1項中「届出を」を「規定による届出を」に改め、同項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「届出に」を「規定による届出に」に、「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条を第7条とする。

第5条中「届出」を「規定による届出」に、「同条第2号」を「同条第3号」に、「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 安城市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の廃止）

2 安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年安城市条例第25号）は、廃止する。

（適用区分）

3 改正後の安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、衆議院議員及び参議院議員の選挙に準じ、市の議会の議

員及び長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額の改定等をする上で必要があるため。

第54号議案

安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の育児休業等に関する条例（平成4年安城市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「いう。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、その更新前の任期の末日の翌日又はその採用の日を育児休業の期間の初日とする

育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が）」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当

する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日以後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、その更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「その採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業の承認の請求の際育児休業により当該育児休業に係る子を養育するための計画について任命権者に申し出た職員に対する改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院規則の改正に準じ、非常勤職員の育児休業に係る取得要件の緩和等の措置を講ずる上で必要があるため。

第55号議案

安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

安城市職員退職手当支給条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が規則で定める職員が市長が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

－提案理由－

この案を提出したのは、雇用保険法及び職業安定法の改正に伴い、必要があるため。

第56号議案

安城市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。
別表特定非営利活動法人東海ファシリティーの項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更に伴い、必要があるため。

第 5 7 号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 建築基準法第 8 5 条第 5 項に規定する仮設建築物建築許可申請手数料の項中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同表建築基準法第 8 7 条の 3 第 5 項に規定する興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料の項中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定申請手数料の項の次に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 6 項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下この表において「長期優良住宅維持保全計画」という。）の認定申請手数料	1 戸につき	
	(1) 確認書等が添付されている場合	
	ア 1 戸建て住宅	1 9, 1 0 0 円
	イ 1 棟の総戸数が 5 以下の共同住宅等	2 7, 7 0 0 円を申請戸数で除して得た額
	ウ 1 棟の総戸数が 6 以上の共同住宅等	4 1, 2 0 0 円を申請戸数で除して得た額
	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	

	ア 1戸建て住宅	75,300円
	イ 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	163,100円を申請戸数で除して得た額
	ウ 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	254,900円を申請戸数で除して得た額

別表第4長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（同法第9条第1項又は第3項の規定によるものを除く。）の項の次に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料	1戸につき	
	(1) 確認書等が添付されている場合	
	ア 1戸建て住宅	5,200円
	イ 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	10,500円を申請戸数で除して得た額
	ウ 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	18,600円を申請戸数で除して得た額
	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	
	ア 1戸建て住宅	33,400円
	イ 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	78,200円を申請戸数で除して得た額
ウ 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	125,500円を申請戸数で除して得た額	

別表第4都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項中

「

イ 住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、申請戸数が		
(ア) 1のもの	5, 200円	
(イ) 2以上5以下のもの	10, 300円	
(ウ) 6以上のもの	17, 500円	を
ウ 1棟全体について申請するとき（住戸について併せて申請するときを含む。以下この表において同じ。）の共同住宅等で、総戸数が		

「イ 共同住宅等で、1棟の総戸数が」に、

「エ 住宅以外の建築物で、延べ面積が」を 「ウ 住宅以外の建築物で、延べ面積が」に、

イ 住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、申請戸数が		
(ア) 1のもの	37, 100円	
(イ) 2以上5以下のもの	74, 900円	
(ウ) 6以上のもの	105, 400円	を
ウ 1棟全体について申請するときの共同住宅		

等で、総戸数が		
「		
イ 共同住宅等で、1棟 の総戸数が		に、
「		
(ウ) 6以上のもの エ 住宅以外の建築物で	105,400円	を
「		
(ウ) 6以上のもの ウ 住宅以外の建築物で	105,400円	に改め、同表都市の低炭素化

の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項中「全体について申請するとき」の次に「（住戸について併せて申請するときを含む。）」を加え、同表建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項中

「			
イ 住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、申請戸数が			
(ア) 1のもの	5,200円		
(イ) 2以上5以下のもの	10,300円		
(ウ) 6以上10以下のもの	17,500円		
(エ) 11以上25以下のもの	29,100円		
(オ) 26以上50以下のもの	48,800円		を
(カ) 51以上100以	87,300円		

下のもの	
(キ) 101以上200	138,100円
以下のもの	
(ク) 201以上300	174,400円
以下のもの	
(ケ) 301以上のもの	186,100円

ウ 1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が

「
イ 共同住宅等で、1棟の総戸数が

に、

「
エ 住宅以外の建築物で、延べ面積が

「
ウ 住宅以外の建築物で、延べ面積が

に、

「
イ 住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、申請戸数が

(ア) 1のもの 37,100円

(イ) 2以上5以下のもの 74,900円

(ウ) 6以上10以下のもの 105,400円

(エ) 11以上25以下のもの 148,300円

(オ) 26以上50以下のもの 213,000円

(カ) 51以上100以 305,200円

を

下のもの (キ) 101以上200 以下のもの (ク) 201以上300 以下のもの (ケ) 301以上のもの ウ 1棟全体について申 請するときの共同住宅 等で、総戸数が	413,500円 542,100円 636,500円	
「 イ 共同住宅等で、1棟 の総戸数が		に、
「 (ケ) 301以上のもの エ 住宅以外の建築物で	636,500円	を
「 (ケ) 301以上のもの ウ 住宅以外の建築物で	636,500円	に改め、同表建築物省エネ法

第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項中「全体について申請するとき」の次に「(住戸について併せて申請するときを含む。)」を加え、同表備考第1項中「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項第1号ウ」を「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項第1号イ」に改め、同表備考第2項中「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項第2号ウ」を「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手

数料の項第2号イ」に改め、同表備考第8項中「建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第1号ウ」を「建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第1号イ」に改め、同表備考第9項中「建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第2号ウ」を「建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第2号イ」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第4建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物建築許可申請手数料の項及び建築基準法第87条の3第5項に規定する興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、建築基準法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律並びに都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正に伴い、必要があるため。

第58号議案

安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和37年条例第10号）の一部
を次のように改正する。

別表中

「

昭和 38 年度	井杭山	安城市井杭山町井杭山64番地1	簡易耐火 平家建	5戸建3棟	15戸
40	井杭山	安城市井杭山町井杭山64番地1	簡易耐火 平家建	6戸建1棟 4戸建1棟	10
42	井杭山	安城市井杭山町井杭山64番地1	簡易耐火 平家建	5戸建1棟	5
43	井杭山	安城市井杭山町井杭山64番地1	簡易耐火 平家建	6戸建2棟 5戸建1棟	17
44	井杭山	安城市井杭山町井杭山64番地1	簡易耐火 平家建	4戸建1棟 3戸建1棟	7
44	広畔	安城市安城町東広畔12番地	簡易耐火 2階建	7戸建1棟 6戸建1棟	13

を

「

昭和 44 年度	広畔	安城市安城町東広畔12番地	簡易耐火 2階建	7戸建1棟 6戸建1棟	13戸	に
----------------	----	---------------	-------------	----------------	-----	---

」

改め、同表に次のように加える。

令和 3～ 4年 度	井杭山	安城市井杭山町井杭山64番地5	中層耐火 5階建	65戸建1棟	65
---------------------	-----	-----------------	-------------	--------	----

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表に掲げる井杭山住宅を供用するために必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

－提案理由－

この案を提出したのは、市営住宅のうち井杭山住宅の建て替えをする上で、必要があるため。

第61号議案

西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業に伴う町及び字の区域の設定及び変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の実施区域である別図第1に示す町及び字の区域を、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から別図第2に示すとおりとする。

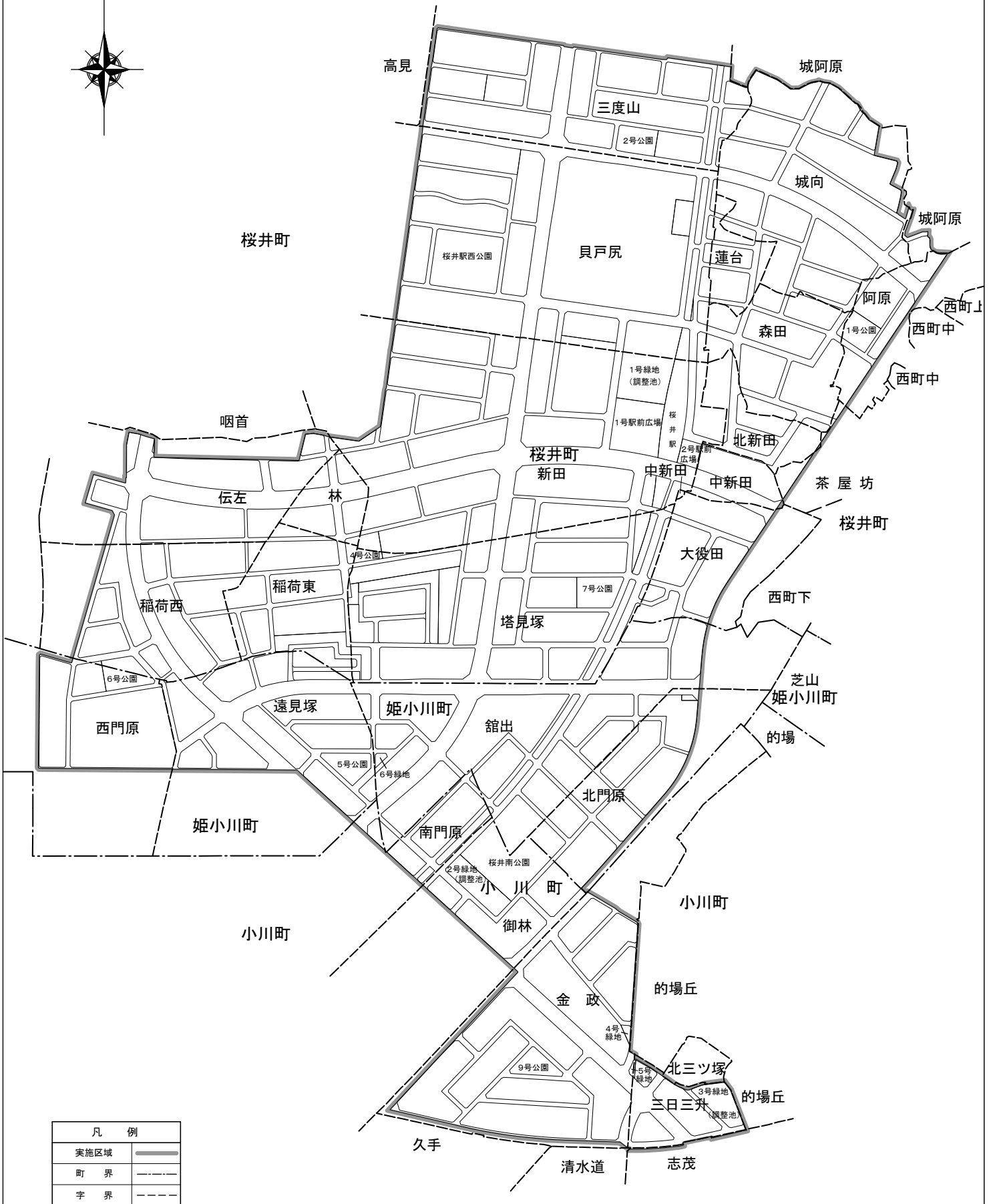
令和4年9月1日提出

安城市長 神谷 学

—提案理由—

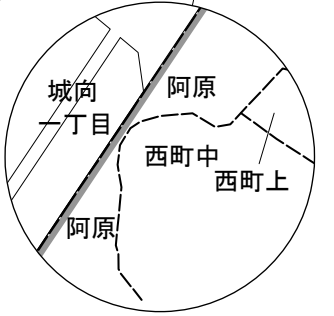
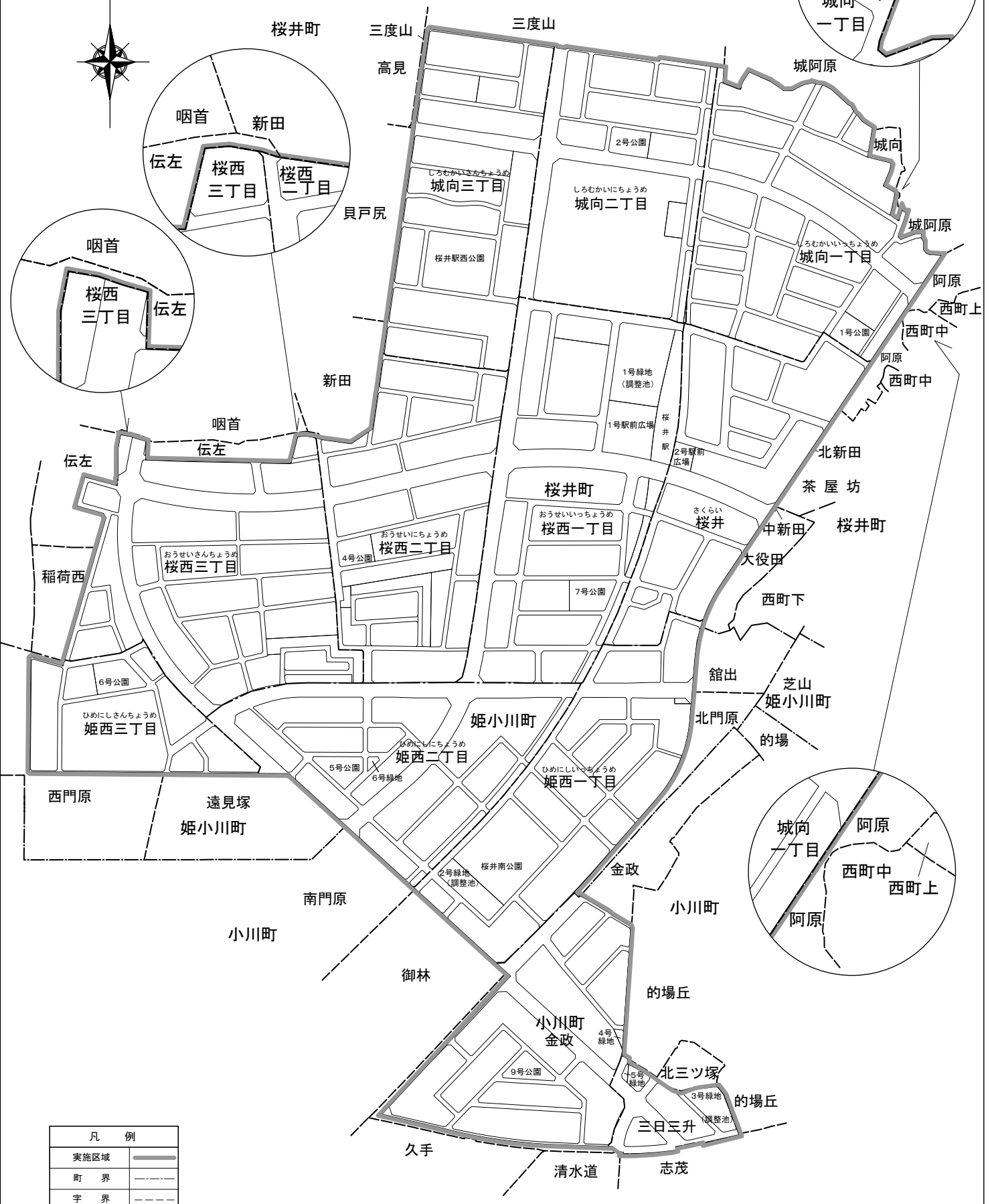
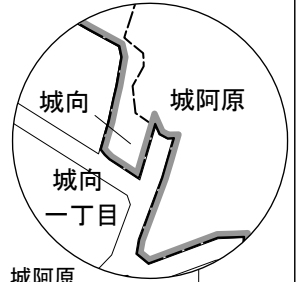
この案を提出したのは、西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の施行に伴い、必要があるため。

別図第1



凡 例	
実施区域	———
町 界	- - - - -
字 界	- · - · -

別図第2



凡 例	
実施区域	— (thick grey line)
町 界	- - - (dashed line)
字 界	- - - - (dotted line)

第62号議案

令和3年度安城市水道事業剰余金の処分について

令和3年度安城市水道事業未処分利益剰余金1,128,686,367円のうち、53,201,334円を減債積立金に、100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、429,542,482円を組入資本金に組み入れ、剰余を繰り越すものとする。

令和4年9月1日提出

安城市長 神谷 学

－提案理由－

この案を提出したのは、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、必要があるため。

報告第12号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

安城市長 神谷 学

業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

業務に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- 1 損害賠償額 金20,000円
- 2 事故内容
 - (1) 発生日時 令和4年5月26日 午後1時頃
 - (2) 発生場所 岡崎市石原町地内
 - (3) 経過 上記地内の県道において、市内小中学校の自然教室で使用中のレンタカーが、方向転換をした際に後方のガードレールに接触し、車体の右後部を破損したもの
- 3 相手方の損害の程度 レンタカー返却後の修理期間中に当該レンタカーを営業の用に供することができなくなったことによる営業損失
- 4 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和4年6月30日専決

安城市長 神谷 学

報告第13号

継続費の精算について

令和3年度安城市の一般会計の継続費については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、別表令和3年度安城市継続費精算報告書のとおり報告する。

令和4年9月1日提出

安城市長 神谷 学

別表

令和3年度 安城市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支出済額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		
15	10	錦保育園 改修事業	令和 2 年度	円 172,040,000	円 0	円 116,000,000	円 0	円 56,040,000	円 0
			令和 3 年度	109,886,000	0	73,000,000	0	36,886,000	281,925,600
			計	281,926,000	0	189,000,000	0	92,926,000	281,925,600

継続費精算報告書

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	
0	0	0	0	172,040,000	0	116,000,000	0	56,040,000
0	189,000,000	0	92,925,600	△ 172,039,600	0	△ 116,000,000	0	△ 56,039,600
0	189,000,000	0	92,925,600	400	0	0	0	400